

『服薬情報等提供料』

服薬情報等提供料とは

患者の服用薬や服薬状況に関する情報を把握し、その情報を患者・その家族または処方医へ提供することで、医師の処方設計および患者の服薬の継続・中断の判断の参考とするなど、医師と連携した医薬品の適正使用の推進のための情報提供を評価したものである。

実施内容	・処方箋を発行した保険医療機関が患者の服用薬の残薬報告を求めており(処方箋備考欄の保険医療機関への情報提供にチェックが入っている場合)、保険薬局において患者の服用薬の残薬を確認し、当該保険医療機関に対して情報提供を行った場合	<患者又は家族の求めがあった場合> ・医薬品緊急安全情報等、処方箋受付時に提供した薬剤情報以外の情報で患者の服薬期間中に新たに知り得た情報の提供 →患者、その家族へ速やかに情報提供し、次回処方箋受付時に提供した情報に関する患者の状態等の確認及び必要な指導を行う
	・医師の分割指示に係る処方箋において、2回目以降の調剤時に患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化について確認し、処方医に対して情報提供を行った場合	<薬剤師が必要と認めた場合> ・患者が容易に又継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報の処方医への情報提供 ・処方箋に残薬に関する情報提供について <b>医師の指示がない場合</b> であって、残薬について処方医へ情報提供する必要があると判断し、情報提供を処方医へ行った場合
調剤後も患者の服用薬や服薬情報に関する情報等を把握し、患者若しくはその家族又は保険医療機関に当該患者の情報提供をした場合に算定できる		
・いずれの場合においても <b>患者の同意</b> を得た上で行う ・保険医療機関に情報提供をする場合は文書又は電子的な方法=服薬情報提供書(トレーシングレポート)で行う		
算定	<b>原則、次回受付時に算定</b> ただし、医療機関からの求めに応じて、また投薬時に薬剤師が必要と判断し患者に同意の上、情報提供を行った場合は、情報提供と同時に算定できる都道府県もあり。(不明な場合は厚生局へ確認)	
	<b>月1回迄</b> ただし、2以上の医療機関又は診療科に情報提供を行った場合には、それぞれの医療機関又は診療科に対して1回ずつ算定できる	
記録	・服薬情報提供書は写しを薬剤服用歴に添付するなどして保存しておく。 ・患者又はその家族へ情報提供した内容は都度、薬剤服用歴に記録しておく	
除外事項	・かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括指導料又は在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については <b>算定できない</b>	

算定の判断

処方箋下部に記載の「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」のチェック及び備考欄に「残薬調整後の報告可」の記載の有無を確認する。

「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」→重複投薬・相互作用等防止加算の対象

残薬調整後の報告可

「残薬調整後の報告可」「保険医療機関へ情報提供」→服薬情報等提供料の対象

## 算定 Q&A

Q.1 服薬情報等提供料は、処方箋を発行した医療機関からの依頼でなければ算定の対象とならないのか。

A1. 服薬情報等提供料は、現に患者が受診している処方箋発行保険医療機関からの情報の求めがあった場合(服薬情報提供料1)に限らず、**保険薬局が当該患者の服薬に関する情報提供の必要性を認めた場合や、患者やその家族などから求めがあった場合(服薬情報提供料2)も算定の対象となる。**  
ただし、当該点数を算定するに当たっては、患者の同意を得ることが必要である。

Q.2 服薬情報等提供料は、保険医療機関に患者の服薬状況などの情報を提供しただけでなく、患者または家族の求めに応じ、患者などに必要な情報提供および服薬指導を行った場合にも算定できるが、その場合は情報提供・服薬指導に係る算定はどの時点で行うのか。

A2. 患者又はその家族の求めに応じた情報提供・服薬指導に係る服薬情報等提供料は、**次回の処方箋受付時に算定する。**

服薬情報提供料は、服薬期間中における患者への継続的なフォローという観点から、保険薬局において調剤後も「患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、患者若しくはその家族等又は保険医療機関に当該情報を提供することにより、医師の処方設計及び患者の服薬の継続又は中断の判断の参考とする等、保険医療機関と保険薬局の連携の下で医薬品の適正使用を推進すること」を評価するものである。

具体的には、**薬剤師が必要と認めた場合を除き、次の2つのケースについて算定が可能となる。**

① **保険医療機関への情報提供(服薬情報等提供料1・2)**

保険医療機関の求めに応じて、または、保険薬剤師が必要性を認めて、患者・家族などの同意を得たうえで、処方箋発行医療機関もしくは現に患者が受診している保険医療機関に対し、患者の服用薬や服薬状況に関する情報を提供した場合

② **患者・家族などへの情報提供(服薬情報等提供料2)**

患者や家族などの求めに応じて、処方箋受付時に提供した薬剤情報以外の情報で患者の服薬期間中に新たに知り得た情報(緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全性など)を提供したり、服薬期間中に服薬状況の確認および必要な指導を行った場合

このうち、②の部分については、平成28年3月まで長期投薬情報提供料として評価されてきたもので、調剤報酬点数表の簡素化の一環として、平成28年4月からは服薬情報等提供料に統合された。(これに伴い長期投薬情報提供料は廃止)そのため、基本的には旧・長期投薬情報提供料の考え方が反映されており、②の算定にあたっては、服薬期間中に情報提供しただけでなく「当該患者の次回の処方箋受付時に提供した情報に関する患者の状態等の確認及び必要な指導を行った場合に算定できる」とされている。

**したがって、患者・家族などに対する情報提供に係る服薬情報等提供料の算定については、次回の処方箋受付時に行うものと理解することができる。**

※参考文献:保険薬局業務指針 2018年版(薬事日報社)、平成30年版 保険調剤 Q&A(じほう社)